

| 区 分     |        | 基本室料           | 室料超過分           | 冷暖房費(減免なし)    | 備 考                                      |
|---------|--------|----------------|-----------------|---------------|------------------------------------------|
| 3 階     | 大研修室   | 4,000 円/3 時間まで | 1,500 円/1 時間当たり | 500 円/1 時間当たり | 非会員<br>(会費滞納<br>会員含む)<br>は、2 倍料<br>金とする。 |
| 2 階     | 小研修室   | 3,000 円/3 時間まで | 1,000 円/1 時間当たり | 300 円/1 時間当たり |                                          |
|         | 青年部研修室 | 3,000 円/3 時間まで | 500 円/1 時間当たり   | 100 円/1 時間当たり |                                          |
| プロジェクター |        | 1 回 500 円      |                 |               |                                          |
| スクリーン   |        | 1 回 500 円      |                 |               |                                          |
| マイク設備   |        | 1 回 500 円      |                 |               |                                          |

## [使用上の注意事項]

- 1 次の場合に該当するときは、使用許可を取り消し、又は使用者に対し、使用の制限、使用の禁止若しくは退去を命ずることがあります。
  - (1) 秩序又は風俗を害するおそれがあるとき。
  - (2) 施設又は設備をき損するおそれがあるとき。
  - (3) 会合の性質が騒じょうを起こすおそれがあるとき。
  - (4) 使用者が五日市商工会定款等に違反したとき。
  - (5) 使用者が使用条件に違反したとき。
  - (6) その他管理運営上支障があるとき。
- 2 次の者に対しては、入館を拒み、又は退館を命ずることがあります。
  - (1) 伝染性の病気にかかっていると認められる者
  - (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になる物品又は動物の類を携帯する者
  - (3) 秩序又は風俗を乱すおそれがあると認められる者
  - (4) その他管理運営上支障があると認められる者
- 3 使用者は、五日市商工会館（以下「会館」という。）の施設及び附属設備について許可を受けた目的以外に使用し、転貸し、又はその使用権を譲渡してはいけません。
- 4 使用者は、会館の施設及び附属設備の使用を終了したときは、直ちにこれを原状に回復して返還してください。使用許可を取り消されたときも同様です。
- 5 会館の施設及び附属設備をき損し、又は滅失した者は、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければなりません。
- 6 使用者は、前各項に定めるもののほか、次の事項を守ってください。
  - (1) 収容人員を超えて入館させないこと。
  - (2) 火気の使用は原則禁止します。ただし、許可を受けて火気を使用する場合は、あらかじめ関係職員に届け出て、その指示を受けること。
  - (3) 許可を受けた場合を除き、募金、物品の販売等を行わないこと。
  - (4) 騒音、怒声を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
  - (5) ガソリン、プロパンガス、火薬類等引火又は爆発のおそれのある危険な物を持ち込まないこと。
  - (6) 関係職員の指示に従うこと。
- 7 既納の使用料金は、返還しません。ただし、次の場合に該当するときは、それぞれに掲げる額を返還します。

|                                         |    |
|-----------------------------------------|----|
| (1) 使用者の責めに帰することができない理由により使用することができない場合 | 全額 |
| (2) 使用日の一週間前までに使用の取消し、又は変更を申し出た場合       | 全額 |
| (3) 使用日の前日までに使用の取消し、又は変更を申し出た場合         | 半額 |
- 8 五日市商工会が行事等で使用することとなった場合には、使用日時等を変更していただくことがありますので、あらかじめご了承ください。
- 9 五日市商工会が、必要と認めた場合は、立ち入ることがあります。
- 10 会館使用や敷地内使用の際に生じたケガ等に関する一切の責任を負いかねます。
- 11 中学生未満の方が会館使用される場合は、保護者が責任を持って会場内へ送迎等を行って下さい。
- 12 日本国内において、新型コロナウイルス感染症等の感染症が発生し、国・広島県・広島市より要請があった場合や、五日市商工会として感染防止対策が必要と判断した場合は、会館利用を制限または中止させていただくことがあります。